

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可
根拠法令及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第6条第1項及び第11条第1項第1号
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 経営者の基準 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第3条 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条 2 設置場所の基準 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第4条 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条 3 施設の基準 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第5条 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	11日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)